



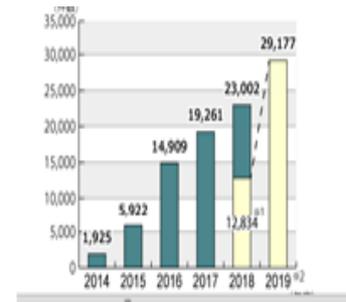
「お試し無料」「初回限定〇〇円」のサブリが 定期購入だった！

～通信販売の定期購入トラブルが増えています～

新型コロナウイルス感染拡大防止のため自宅で過ごす時間が増えていることに伴い、インターネットなどの通信販売トラブルに関する相談が増加傾向にあります。

特に「**お試し**」「**初回限定**」「**モニター募集**」などと気軽に購入できる金額で広告し、高額な定期購入の契約をさせるトラブルが多く寄せられています。

通信販売での健康食品等の「定期購入」に関する相談件数の推移



【出典 国民生活センター】

【寄せられた相談事例】

- お試しだけのつもりで注文したが定期購入だった。
- 2回目に数か月分の商品が一度に届いた。
- 定期購入契約を解約するには通常価格で商品を購入する必要があると言われた。
- 事業者につながらず解約できない。
- 体調不良を理由に解約を申し出たが医師の診断書を求められた。

お試し無料

モニター募集

初回限定

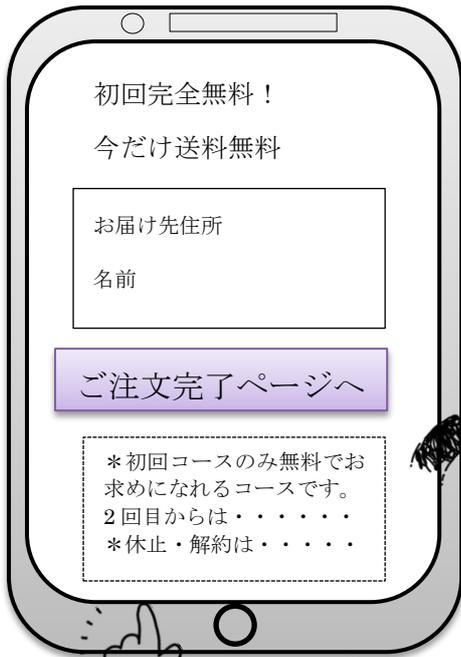
通信販売には、クーリング・オフの適用がありません！



「消費者庁 イラスト集より」

皆様へのアドバイス

《表面からの続き》



ご注文完了ボタン を押す前に、
確認徹底を！！

※大事な部分は小さく「定期購入が条件」と書いてある場合があります。

「お試し」「限定」などの比較的安価な金額を提示している商品は、定期購入契約である場合が多く、最初の1回目だけは無料だったり格安で販売したりしていますが、ほとんどが2回目以降は1回あたり数千円から1万円以上となります。

何度も画面をスクロール
しないとサイト全体を見
ることができない！！

初回分の数量と金額だけが表示
され、定期購入契約の期間中に届
く数量や支払い総額が書かれて
いない！！

※解約・返品条件が厳しい場合があります。契約内容・利用規約はしっかり確認しましょう。

「回数の縛り無し」「初回のみで解約可能」と書いてある場合でも、解約料を求められるケースや、初回の商品到着から数日以内に申請しないと解約できないケース、電話での解約しか認めないとしておきながら、電話がなかなか繋がらないケースなど、解約ができないといった相談が多く寄せられています。解約・返品条件は初めに確認してから申し込むようにしましょう。

※化粧品や健康食品が自分の身体に合うとは限りません！

化粧品や健康食品などが自分に合うかどうかは使用してみないとわかりません。体調不良が生じて、すぐに解約できるとは限らないので、定期購入が条件となっている特別価格での購入にはリスクがあることに留意して、購入を検討しましょう。

※困った時には、消費者センターにご相談ください！

(資料提供 東京都消費生活総合センター 国民生活センター)

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)

